

入会及び退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本助産師会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、正会員、特別会員、名誉会員、賛助会員の4種である。なお、正会員、特別会員、名誉会員は公益社団法人に関する法律上の社員の権利を代議員たる会員と同様に本会に対し行使することができる。

(入会手続)

第3条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 この法人の正会員になろうとする者は、勤務地又は住所地の都道府県助産師会を經由して、入会申込書をこの法人に提出しなければならない。この法人は正会員に対して本申込に基づく会費の入金を確認したときは、正会員名簿に登録し、会員証を交付（電磁的交付を含む）しなければならない。

3 この法人の特別会員への変更届が出された正会員に対し、特別会員名簿に登録し、会員証を交付（電磁的交付を含む）しなければならない。

4 この法人は、総会で承認された名誉会員に対し、名誉会員名簿に登録し、名誉会員証を交付しなければならない。名誉会員の選出は、理事会の決議により定めた名誉会員選出規程により実施する。

5 この法人の賛助会員になろうとする者は別に定める入会申込書をこの法人に提出しなければならない。本申し込みに基づく会費の入金を確認したときは、賛助会員名簿に登録し、賛助会員証を交付（電磁的交付を含む）しなければならない。

6 会長は、新たに入会した正会員及び賛助会員を理事会に報告するものとする。

(海外居住)

第4条 正会員が入会后海外に居住することになった場合は、本人の届け出により、本会の所属のみで正会員の権利を継続することができる。

(会員名簿)

第5条 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第 6 条 入会金及び会費の金額及び納期に関する扱いは、総会の決議により定める会費規程によるものとする。

(住所地等の変更の届け出)

第 7 条 住所地又は勤務地を変更したときは、速やかに所属の都道府県助産師会を經由して会長に届け出なければならない。

2 会員が専門部会を変更したときは、速やかに所属の都道府県助産師会を經由して会長に届け出なければならない。

(退会手続き)

第 8 条 正会員及び特別会員は、退会届を都道府県助産師会を經由して会長に届け出ること
で、いつでも任意に退会することができる。

2 賛助会員が退会しようとするときは、退会届を会長に届け出ること
で、いつでも任意に退会することができる。

3 この規程により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。また、名誉会員に
ついては、家族又は各都道府県助産師会の会長等から名誉会員の死亡届があったときは、
会員名簿の登録を抹消しなければならない。

4 退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、同様に会員名簿の登録を
抹消する。

(改廃)

第 9 条 この規程を改正・廃止する場合には、理事会の承認を受ける。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるものほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人日本助産師会の設立の登記の日(平成 24 年 10 月 1 日)から施行
する。

この規程は、2020 年 5 月 29 日から施行する。

この規程は、2020 年 7 月 14 日から施行する。

この規程は、2021 年 3 月 25 日から施行する。